

第1 総則

1 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第33条第1項の規定に基づき、花巻市の地域にかかる河川の洪水に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

2 水防関係機関の責務

(1) 市（水防管理団体）

法第4条の規定に基づき、岩手県知事が指定する水防管理団体として、市内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

- ① 常時における河川の巡視（法第9条）
- ② 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置（法第15条）
- ③ 消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- ④ 警戒区域の設定（法第21条）
- ⑤ 警察官の援助の要求（法第22条）
- ⑥ 他の市町村長又は消防長への応援要請（法第23条）
- ⑦ 堤防等決壊の通報、決壊後の措置（法第25条、第26条）
- ⑧ 公用負担（第28条）
- ⑨ 避難のための立退きの指示（法第29条）
- ⑩ 水防訓練の実施（法第32条の2）
- ⑪ 水防協力団体の指定（法第36条）

(2) 県

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する。

- ① 指定水防管理団体の指定（法第4条）
- ② 水防計画の策定及び要旨の公表（法第7条第1項及び5項）
- ③ 気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）
- ④ 洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項）
- ⑤ 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- ⑥ 水位情報の通知及び周知（法第13条）
- ⑦ 浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- ⑧ 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項、第2項及び第3項）
- ⑨ 水防信号の指定（法第20条）
- ⑩ 避難のための立退きの指示（法第29条）
- ⑪ 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
- ⑫ 水防に関する勧告及び助言（法第48条）
- ⑬ 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）

(3) 国土交通省

- ① 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項）
- ② 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- ③ 水位情報の通知及び周知（法第13条第1項）
- ④ 浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- ⑤ 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）
- ⑥ 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）

(4) 気象庁

- ① 気象予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
- ② 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）

3 計画の変更

この計画は、法第 33 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて変更する。

4 水防組織

市の水防活動の実施機関及び任務は次のとおりとする。ただし、花巻市災害対策本部が設置されたときは、当該本部の組織として活動するものとする。

水防管理者 (市長)	担当部等	担当課等	任 務
	総合政策部	防災危機管理課	気象情報の収集、災害情報の集約、広報、災害対策本部の設置
	建設部	道路課	河川の巡視、越水防止措置
	総合支所	地域振興課	災害情報の収集伝達
	消防本部	総務課	各課の連絡調整、消防団庶務
		警防課	隊員・資器材の調整・調達、消防相互応援協定関係
		予防課	災害情報の収集伝達、他課の支援
通信指令課		消防隊等の指令管制、指揮命令伝達、災害情報の収集伝達	
消防署 消防団		警戒防御、防御活動の指揮、避難勧告に伴う誘導、人命救助、災害情報等の収集伝達	

5 重要水防箇所

市内の重要水防箇所は「岩手県水防計画」による。

第 2 予報及び警報

1 予報及び警報の種類

市に発表される予報及び警報は次のとおりである。

- ① 気象庁長官が行う気象予警報
- ② 国土交通大臣が行う指定河川洪水予報
- ③ 国土交通大臣が行う水防警報

各予警報の種類や発表基準は次のとおり。

① 気象予警報

[種類、基準]

花巻市	府県予報区		岩手県		
	一時細分区域		内陸		
	市町村等をまとめた地域		花北地区		
警報	大雨	浸水害	雨量基準	平坦地：1時間雨量 50mm 平坦地以外：1時間雨量 60mm	
		土砂災害	土壌雨量指数基準	96	
	洪水	雨量基準	平坦地：1時間雨量 50mm 平坦地以外：1時間雨量 60mm		
		流域雨量指数基準	豊沢川流域=10、添市川流域=12、稗貫川流域=17、葛丸川流域=13		
		複合基準	—		
		指定河川洪水予報による基準	北上川上流[紫波橋・朝日橋・男山]、猿ヶ石川[安野]		
	暴風	平均風速	20m/s		
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ 40mm	
			山沿い	12時間降雪の深さ 50mm	
注意報	大雨	雨量基準	平坦地：1時間雨量 30mm 平坦地以外：1時間雨量 40mm		
		土壌雨量指数基準	67		
	洪水	雨量基準	平坦地：1時間雨量 30mm 平坦地以外：1時間雨量 40mm		
		流域雨量指数基準	豊沢川流域=8、添市川流域=10、稗貫川流域=13、葛丸川流域=10		
		複合基準	—		
		指定河川洪水予報による基準	北上川上流[紫波橋・朝日橋]、猿ヶ石川[安野]		
	強風	平均風速	10m/s		
	風雪	平均風速	10m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平野部	12時間降雪の深さ 15mm	
			山沿い	12時間降雪の深さ 25mm	
	雷	落雷等による被害が予想される場合			
	融雪	融雪により被害が予想される場合			
	濃霧	視程 100m			
	乾燥	①最少湿度 40%、実行湿度 65%、風速 7m/s 以上が 2 時間継続			
		②最少湿度 35%、実行湿度 60%			
なだれ	①山沿いで 24 時間降雪の深さが 40cm 以上				
	②積雪が 50cm 以上で、日平均気温 5℃以上の日が継続				
低温	夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが、平年より 4～5℃以上低い日が数日以上続くとき				
	冬期：①最低気温が氷点下 6℃以下であって、最低気温が平年より 5℃以上低いとき ②最低気温が氷点下 6℃以下であって、最低気温が平年より 2℃以上低い日が数日続くとき				
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温 2℃以下（早霜期は農作物の育成を考慮し実施する）				
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合				
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm		
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降水量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合			
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合			
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合			
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合			

② 指定河川洪水予報

[種類、基準]

種類	発表基準
はん濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位がはん濫注意水位(警戒水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
はん濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後にはん濫危険水位(危険水位)に到達することが見込まれるとき、または、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
はん濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位がはん濫危険水位(危険水位)に到達したとき
はん濫発生情報 (洪水警報)	はん濫が発生したとき

[河川名、区域]

予報 区域名	河川名	区域
北上川 上流	北上川	左岸 盛岡市岩脇町14番地先から岩手・宮城県境まで 右岸 盛岡市下厨川字赤平4番地先から岩手・宮城県境まで
	豊沢川	左岸 花巻市豊沢町50番地先 豊沢橋下流端から北上川合流点まで 右岸 花巻市桜町1丁目26番の1地先 豊沢橋下流端から北上川合流点まで
	猿ヶ石川	左岸 花巻市東和町田瀬39地割1番の1地先から北上川合流点まで 右岸 花巻市東和町田瀬砥森国有林104番の11地先から北上川合流点まで

[基準観測所]

予報 区域名	河川名	観測所名	水防団 待機水位 (指定水位)	はん濫 注意水位 (警戒水位)	避難 判断水位 (特別警戒水位)	はん濫 危険水位 (危険水位)
北上川 上流	北上川	紫波橋	1.7m	2.9m	4.2m	4.5m
	北上川 豊沢川	朝日橋	2.0m	3.0m	5.0m	5.3m
	猿ヶ石川	安野	2.0m	3.0m	4.4m	4.8m

③ 水防警報

[水防警報を行う河川名、区域]

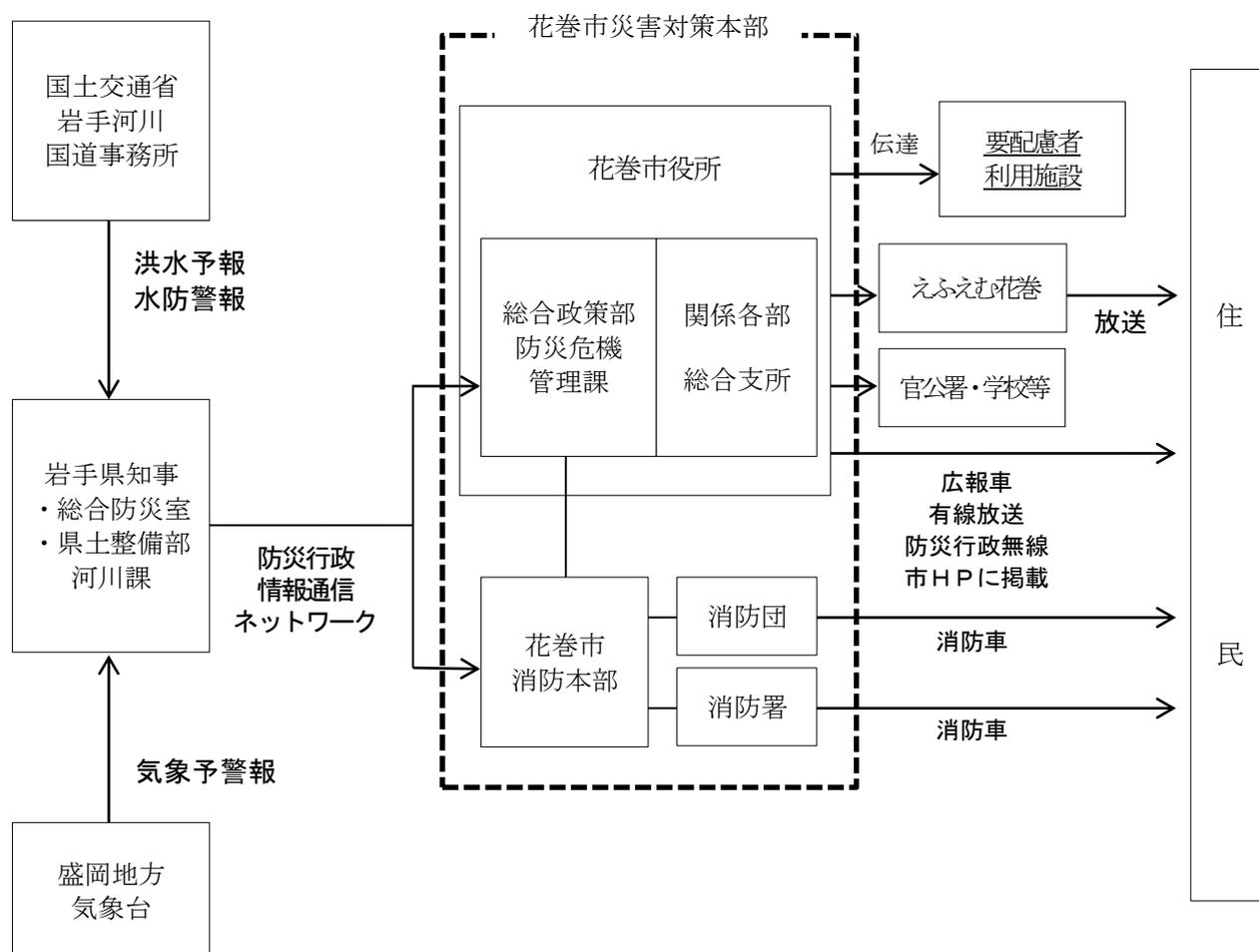
河川名	区域
北上川	左岸 盛岡市岩脇町14番地先から岩手・宮城県境まで 右岸 盛岡市下厨川字赤平4番地先から岩手・宮城県境まで
豊沢川	左岸 花巻市豊沢町50番地先 豊沢橋下流端から北上川合流点まで 右岸 花巻市桜町1丁目26番の1地先 豊沢橋下流端から北上川合流点まで
猿ヶ石川	左岸 花巻市東和町田瀬39地割1番の1地先から北上川合流点まで 右岸 花巻市東和町田瀬砥森国有林104番の11地先から北上川合流点まで

[基準観測所]

河川名	観測所名	待機	準備	出動	解除	情報
		雨量・水位・流量その他の河川状況等により必要があると認められたとき。	以下の水位に達し、なお上昇のおそれがあり準備の必要があると認められたとき。	以下の水位に達し、なお上昇のおそれがあり出動の必要があると認められたとき。	水防活動の必要がなくなったとき。	水防活動が必要があるとき。
北上川	紫波橋	同上	2.2m	3.0m	同上	同上
北上川 豊沢川	朝日橋	同上	3.0m	4.0m	同上	同上
猿ヶ石川	安野	同上	2.0m	3.0m	同上	同上

2 連絡系統

市から住民等への連絡系統は次のとおりである。



3 気象予報等の情報収集

盛岡地方気象台から発せられる気象予報・警報等は、県知事から防災行政情報通信ネットワークシステムにより、また、東日本電信電話株式会社から警報事項が市あてに連絡される。

市は上記のほか、以下のホームページにより気象情報等の収集に努める。

(1) 気象情報

気象庁

<http://www.jma.go.jp/>

盛岡地方気象台

<http://www.jma-net.go.jp/morioka/>

(2) 雨量・河川水位

国土交通省

・川の防災情報

<http://www.river.go.jp/>

【携帯版】 <http://i.river.go.jp/>

・市内の雨量観測所及び水位観測所は、次のとおりである。

[雨量観測所]

観測所名	設置位置	種別	所管
花巻	高木小路（朝日橋水位観測所）	テレメータ	岩手河川国道事務所
駒頭	湯口字細野	テレメータ	岩手河川国道事務所
豊沢	北豊沢山国有林 567	自記	岩手河川国道事務所
花巻温泉	台 2-114-5	テレメータ	花巻土木センター
豊沢	北豊沢山国有林 567	アメダス	気象庁
花巻	材木町 12-6（花巻中央消防署）	テレメータ	花巻市
早池峰	大迫町鶏頭山国有林	テレメータ	岩手河川国道事務所
大迫	大迫町亀ヶ森 1 地割	テレメータ	岩手河川国道事務所
合石	大迫町外川目 8-114	自記	岩手河川国道事務所
岳	大迫町内川目岳山国有林	テレメータ	花巻土木センター（早池峰ダム）
早池峰ダム	大迫町内川目 10-24-11	テレメータ	花巻土木センター（早池峰ダム）
大迫	大迫町大迫第 13 地割	アメダス	気象庁
田瀬	東和町田瀬第 39 地割 1-3	テレメータ	北上川ダム統管理事務所
石鳩岡	東和町石鳩岡 8 区 472	テレメータ	花巻土木センター
花巻	葛第 3 地割 183-1	アメダス	気象庁

[水位観測所]

観測所名	河川名	設置位置	水位 (m)				所管
			水防団 待機	はん濫 注意	避難 判断	はん濫 危険	
紫波橋	北上川	紫波郡紫波町犬吠森	1. 7	2. 9	4. 2	4. 5	岩手河川国道事務所
大正橋	北上川	石鳥谷町大正橋通	2. 0	2. 7			岩手河川国道事務所
朝日橋	北上川	高木小路	2. 0	3. 0	5. 0	5. 3	岩手河川国道事務所
田瀬	猿ヶ石川	東和町田瀬 39-1-3					北上川ダム統管理事務所
谷内	猿ヶ石川	東和町谷内 10-89					北上川ダム統管理事務所
安野	猿ヶ石川	高木堰袋	2. 0	3. 0	4. 4	4. 8	岩手河川国道事務所
不動橋	豊沢川	桜木町	2. 0	3. 0			岩手河川国道事務所
稗貫川橋	稗貫川	石鳥谷町北関口	1. 5	2. 5			岩手河川国道事務所
上根子橋	豊沢川	太田 29-221-3	2. 0	2. 5			花巻土木センター
大迫	稗貫川	大迫町大迫 5-78-1					花巻土木センター（早池峰ダム）
早池峰ダム	稗貫川	大迫町内川目 10-24-11					花巻土木センター（早池峰ダム）
亀ヶ森	稗貫川	大迫町亀ヶ森 36-46-2					花巻土木センター
下小舟渡	後川	下小舟渡 528-2					花巻土木センター

岩手県

・河川情報ホームページ

<http://kasen.pref.iwate.jp/iwate/servlet/Gamen30Servlet>

【携帯版】<http://kasen2.pref.iwate.jp/tel/>

第3 水門等の操作、連絡系統

1 水門等の操作

水門等の管理者は、常に当該施設が充分その機能を発揮できるよう努めるとともに、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

2 ダムの連絡系統

ダムの管理者は、放流等の情報や貯水池の状況その他必要な事項等を関係機関に迅速に連絡するものとし、その際は、操作規定等及び連絡系統図〔資料1〕に従って連絡し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合はあらゆる手段を尽くして迅速確実に連絡する。

第4 通信連絡

その他一般加入電話による通信不能又は特に緊急を要する場合は、その状況に応じて「花巻市地域防災計画第2章第4節（通信確保計画）」に定められた通信施設を使用することができる。

第5 水防施設及び水防資器材

- ① 水防倉庫及び備蓄資器材は、〔資料4〕のとおりである。
- ② 水防管理者は、備蓄器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておくものとする。
- ③ 水防管理者は、備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資器材又は県の備蓄資器材を国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所長又は県南広域振興局花巻土木センター長の承認を受けて使用することができる。

第6 水防活動

1 消防機関の水防配備

水防管理者は、平常時において随時河川等を巡視するものとし、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、消防署及び消防団を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。その基準はおおむね次のとおりとする。

配備区分	配備基準	消防団の配備体制
待機	1 水防警報（待機）が発表されたとき 2 水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき	団長は、情勢を把握することに努めるとともに、団員が直ちに次の段階に入り得るような状態におく
準備	1 水防警報（準備）が発表されたとき 2 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達してなお上昇の恐れがあり、かつ出動の必要が予測される時	団長の指名する者は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検を行う。また、堤防巡視等の必要に応じて、団員を出動させる
出動	1 水防警報（出動）が発表されたとき 2 河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき	消防団の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく
解除	水防管理者より解除の指令をしたとき	

2 巡視及び警戒

水防管理者は水防配備体制を敷いたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、県南広域振興局花巻土木センター長及び河川等の管理者に報告するものとする。

- ① 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- ② 堤防の上端の亀裂または沈下
- ③ 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④ 居住地側堤防斜面の漏水または飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤ 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

3 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

また、負傷者等を発見したときは救助し、必要な措置を施し、その状況を水防管理者に報告するものとする。

4 安全配慮

水防の活動に従事するものは、自身の安全確保に留意する。

5 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、法第 21 条の規定に基づき、消防機関に属する者は警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

6 避難のための立退き

水防管理者は、洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、法第 29 条の規定に基づき、区域の居住者に対し避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、花巻警察署長にその旨を通知するとともに、その状況を県南広域振興局花巻土木センター長に速やかに報告するものとする。

7 決壊・越水後の通報及びその後の措置

(1) 決壊の通報

水防管理者は、水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちに一般住民、花巻警察署、県南広域振興局花巻土木センター及び下流域の隣接水防管理団体に通報するものとする。

(2) 決壊・越水後の措置

水防管理者は、堤防その他の施設が決壊したときにおいても、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

8 水防配備の解除

水防管理者は、水防警報が解除されたとき、危険がなくなったとき等、自らの区域内に水防活動の必要がなくなったと認めたときは、消防機関の水防配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

なお、配備を解除したときは、県南広域振興局花巻土木センターに報告するものとする。

第 7 協力及び応援

1 水防管理団体相互の応援

水防管理者は、水防のため緊急の必要があるとき、他の市町村長又は消防長に対して応援を求めることができる。

応援を求められた市町村長又は消防長は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

2 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、洪水に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、県知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。

派遣要請の手続き及び自衛隊の実施する活動等は、「花巻市地域防災計画第 3 章第 10 節（自衛隊災害派遣要請）」によるものとする。

3 河川管理者の協力

水防管理者は、水防の活動に際し、河川管理者である国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所及び県に、次の事項について協力を求めることができる。

[国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所の協力事項]

① 河川に関する情報（北上川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTV の画像、へり巡視の画像）の提供

- ② 重要水防箇所の手合点検の実施
- ③ 市が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- ④ 市の備蓄資器材が不足するような緊急事態に際して、応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与
- ⑤ 市の人材が不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
- ⑥ 水防活動の記録及び広報

[県の協力事項]

- ① 河川に関する情報（河川の水位）の提供
- ② 重要水防箇所の手合点検の実施
- ③ 市が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- ④ 市の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、県の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供

第8 費用負担と公用負担

1 費用負担

市の水防に要する費用は、市が負担するものとする。

ただし、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定めるものとする。

2 公用負担

水防管理者又は消防機関の長は、水防のため緊急の必要があるときは、法第28条の規定に基づき、水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ① 必要な土地の一時使用
- ② 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ③ 車両その他の運搬用機器の使用
- ④ 工作物その他の障害物の処分

第9 水防報告等

1 水防記録

水防管理者は水防活動が終結したとき、必要に応じてその状況を〔資料5〕により、記録し保管するものとする。

2 水防報告

水防管理者は、必要に応じて水防記録を県南広域振興局花巻土木センターに報告するものとする。

第10 水防訓練

市は法第32条の2の規定に基づき、毎年消防機関の水防訓練を実施する。

第11 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

1 浸水想定区域の指定状況

市に關係する浸水想定区域は次のとおりである。（想定区域図は〔資料6〕のとおり）

北上川浸水想定区域

（平成14年6月28日公表：国土交通省東北地方整備局）

豊沢川浸水想定区域

（平成22年3月30日公表：国土交通省東北地方整備局）

猿ヶ石川浸水想定区域

（平成23年1月19日公表：国土交通省東北地方整備局）

2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

市は、洪水予報指定河川について浸水想定区域の指定があったときは、「花巻市地域防災計画」に基づき、次により、浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

① 洪水予報、水位到達情報の伝達

コミュニティFM、市ホームページ等により周知を図るほか、必要に応じて浸水想定区域内の住民等に直接伝達する。

② 避難所・避難場所

浸水想定区域内の住民等の避難所・避難場所は、「花巻市地域防災計画」に定めるとおりとする。

③ 浸水想定区域内の要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）の対応

・市は、洪水等のおそれがある時には、洪水予報等を要配慮者利用施設の所有者等に直接伝達し、円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

・要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

[浸水想定区域内の要配慮者利用施設]

浸水想定区域	施設名称	所在地	連絡先
北上川	照井内科消化器科医院	四日町三丁目 5-8	0198-23-6100
	啓愛会 宝陽病院	石鳥谷町新堀 15-23	0198-45-6500
	花巻アビリティセンター	下似内 17-55	0198-24-8011
	グループホームぽっかぽか	四日町二丁目 1-1	0198-21-3222
	木の芽乳幼児保育園	下小舟渡 89-7	0198-24-1630
	養護老人ホーム宝寿荘	石鳥谷町上口一丁目 3-3	0198-45-2143
	石鳥谷善隣館保育園	石鳥谷町上口二丁目 4-2	0198-45-3810
	特別養護老人ホームいしどりや荘	石鳥谷町好地 14-10	0198-45-6730
	石鳥谷医療センター	石鳥谷町八幡 5-47-2	0198-45-3111
	工藤医院	一日市 2-27	0198-23-2715
	グループホームこぶなと	下小舟渡 262-1	0198-29-5570
	第二若葉保育園	南川原町 135-8	0198-24-7423
	さとう整形外科クリニック	御田屋町 4-27	0198-21-2200
	さとう内科クリニック	御田屋町 4-28	0198-21-1511
	とみつか脳神経外科クリニック	御田屋町 1-41	0198-23-2100
ニチイケアセンター花巻	四日町三丁目 21-40	0198-21-1550	
猿ヶ石川	県立 東和病院	東和町安俵 6 区 75-1	0198-42-2211
	東和荘	東和町東晴山 7 区 16	0198-44-3113
	グループホームなごみ、なごみⅡ	東和町安俵 6 区 97	0198-43-1050
	華の苑	東和町安俵 6 区 75-1	0198-42-4822

3 洪水ハザードマップ

浸水想定区域及び避難場所を住民に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 3 項に規定する事項を含む）に係る情報を、本市ホームページの閲覧、その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこととする。

第 12 水防協力団体

水防管理者は、次に定める業務を適正かつ確実にを行うことができると認められる、法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体（法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に

関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているもの)を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。また、水防管理団体は水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため、その業務について報告させることができる。

(水防協力団体の業務)

- ・水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- ・水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- ・水防に関する情報又は資料の収集、提供
- ・水防に関する調査研究
- ・水防に関する知識の普及、啓発
- ・上記に附帯する業務